

中部運輸局自動車交通部

令和元年9月5日



【お問合せ先】

中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課

担当：古橋、五十嵐、富田

TEL 052-952-8035

同時発表：国土交通省自動車局旅客課

静岡県政記者クラブ

福井県政記者クラブ

消費税率引上げに伴う乗合バス事業者の上限運賃・料金の変更認可について

令和元年10月1日からの消費税率引上げに伴う乗合バス事業者の上限運賃・料金の変更認可申請について、令和元年9月5日付けで認可いたしましたのでお知らせいたします。

1. 消費税転嫁の基本的な考え方

消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、次のとおり対応する。

- ①消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
- ②端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるよう調整する。

2. 申請者及び改定率

別紙のとおり。（110/108の増収＝改定率1.852%）

3. 実施予定日

令和元年10月1日（火）

申請事業者名（運輸局分）及び改定率（16者）

単位：％

申請者名	改定率	備考
知多乗合株式会社	1.647	
名鉄東部交通株式会社	1.839	
株式会社伊豆東海バス	1.603	
株式会社南伊豆東海バス	1.847	
株式会社西伊豆東海バス	1.824	
株式会社新東海バス	1.851	
株式会社東海バスオレンジシャトル	1.830	
秋葉バスサービス株式会社	1.851	
株式会社大鉄アドバンス	1.826	
北恵那交通株式会社	1.776	
三重急行自動車株式会社	1.829	
八風バス株式会社	1.809	
三交伊勢志摩交通株式会社	1.359	
三岐鉄道株式会社	1.615	
京福リムジンバス株式会社	1.852	
大和交通株式会社	1.818	